

総会

配布：一般

2018年1月15日

第72会期

議事日程議題 15

2017年12月8日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/72/L.26 and A/72/L.26/Add.1)]

72/130. 平和裏に共存する国際デー

総会は、

そこに含まれる目的と原則、並びに特に戦争の惨害から将来の世代を救うことへの献身を含む、国際連合憲章を念頭に置きつつ

人類、特に将来の世代のためになる平和の文化と非暴力の促進のために、国際社会、とりわけ国際連合システムのための普遍的な任務として役に立つ、平和の文化に関する宣言および行動計画¹の重要性を認識し、

平和の文化に関する総会の従前の諸決議、とりわけ2000年平和の文化の国際年を宣言している1997年11月20日の決議52/15、2001年–2010年の期間を世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際の10年と宣言している1998年11月10日の決議53/25、そして「平和の文化」と表題のついた総会の議事日程議題のもとで採択された、2016年12月23日の決議71/252を想起し、

「暴力および暴力的な過激主義に対抗する世界」と表題のついた、2015年12月10日の総会

¹ 決議53/243AおよびB。

決議 70/109、そして「平和のための異宗教間と異文化間の対話、理解および協力の促進」と表題のついた、2016年12月22日の決議 71/249 もまた想起し、

国際年の宣言に関する1998年12月15日の53/199と2006年12月20日の61/185の総会諸決議、および国際年と記念祭に関する1980年7月25日の経済社会理事会決議1980/67、とりわけ国際年の宣言のための合意された基準に関するその付属文書の第1項から第10項を、並びにその計画と資金調達のための基本的な準備が為される前に国際デーまたは年が宣言されるべきでないことを述べている第13および14項を再確認し、

国際連合ミレニアム宣言²および「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と表題のついた、2015年9月25日の総会決議70/1もまた再確認し、

国連憲章に定められた国際連合の目的の一つが、経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なく全ての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成することであることを想起し、

平和裏に共存することは、相違を受け入れることおよび他の者に耳を傾け、認識し、尊重しそして真価を認めるための能力を持つこと、並びに平和的なまた結合したやり方で生活することであることを認め、

世界中の宗教的および文化的多様性についての尊重と理解の、対立について対話と交渉を選ぶことのそして共に活動することの重要性を認識し、

異宗教間および異文化間の対話の促進におけるまた共通の問題や目的を議論するため異なる文化、宗教、信条または信念の人々を呼び集めることにおける宗教的倫理に基づいた社会活動や文化的な機構および関連する非政府組織との国際連合システムの積極的な関与を認め、

国際連合教育科学文化機関の重要な役割および異文化間対話に関する国際連合文明の同盟の

² 決議 55/2。

活動、並びに平和の文化と非暴力に関連するその活動を認識し、

異宗教間と異文化間の対話を助長すること、協力のための能力、機会および枠組を築くことを含む、市民社会を動員する現実的な措置に対する支援を奨励することにおける、学界およびボランティア団体を含む、市民社会の重要な役割を認め、

平和の文化に関する宣言および行動計画に想定されたように、平和の文化を進めることにおいて世界中の市民社会組織によってなされた継続したまた増加している努力と活動を奨励し、

1. 5月16日を平和裏に共存する国際デーと決定する。

2. 平和裏に共存する国際デーは、平和、寛容、包摂、理解および連帯を促進し、また平和な、連帯したそして調和した持続可能な世界を築くために、相違や多様性において結び付いて、共に生活しそして行動する欲望に対するその愛着を表明する国際社会の努力を定期的に動員することの手段を構成することを強調する。

3. 全ての加盟国、国際連合システムの諸組織、およびその他の国際的なまた地域的な機構、並びに、非政府組織と個人を含む、市民社会に対し、文化やその他の適切な状況または教育や市民の意識向上活動を通したものを含めて、その地方の、国のまた地域の共同体の習慣に従って、平和裏に共存する国際デーを祝うことを招請する。

4. 全ての加盟国に対し、和解的措置や奉仕行動を通して、共同体、信仰指導者およびその他の関連する関係者と活動することによるものをまた個人の間での寛容性や哀れみを奨励することによるものを含めて、平和と持続可能な発展を確保するのに役立つため和解を更に促進することを招請する。

5. 事務総長に対し、全ての加盟国、国際連合システムの諸組織およびその他の国際的なまた地域的な機構、並びに非政府組織と個人を含む、市民社会の注意をこの決議に向けさせることを要請する。

6. 国際連合教育科学文化機関に対し、経済社会理事会決議 1980/67 の添付文書の規定に注意して、その他の関連する組織と共同して、平和裏に共存する国際デーの遵守を促進することを招請する。

7. 本決議の実施から生じる可能性のある全ての活動の経費は、自発的拠出金で支払われるべきことを強調する。

第 68 回本会議

2017 年 12 月 8 日